

# インターンシップに関する契約書

大学（以下「甲」という。）と株式会社（以下、「乙」という。）は、年度インターンシップについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 インターンシップの内容については、裏面に記載のとおりである。

第2条 災害障害保険等

- ① インターンシップを履修する場合は、前もって、「学生教育研究災害障害保険等（インターンシップ活動賠償責任保険の補償を含む。）」に加入していなければ、このインターンシップに参加できないものとする。
- ② 甲は、インターンシップ履修学生に対し、甲の「インターンシップの手引き」を遵守し、自己の安全に留意させるものとする。
- ③ インターンシップに際し、インターンシップ履修学生に労働災害等の事故が発生した場合、乙の故意、過失に基づくものでない限り、乙は免責されるものとする。

第3条 遵守事項

甲は、インターンシップ履修学生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- ① インターンシップ期間中は、乙の指示に従うこと。
- ② 乙の秘密を遵守し、他に漏洩しないこと。

第4条 本契約書に定めのない事項、又は本契約書に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

20 年 月 日

甲 中華人民共和国 省 市

大学 学長

印

乙

印

使用目的： インターンシップ協力機関等との契約

(甲)

学 生 氏 名	
学 部 ・ 学 科	
学 籍 番 号	
学 生 連 絡 先	〒 TEL : E-mail :
指 導 教 員	
大 学 連 絡 先	

(乙)

配 属 部 門		
期 間		
研 修 地		
指 導 責 任 者		
業 務 内 容		
条 件	就 業 時 間	
	時 間 外 業 就 業	
	休 日	
	交 通 費	
	災 害 障 害 保 險 等	
	そ の 他	